

○大和市路上喫煙の防止に関する条例

平成20年6月27日

条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙を防止することにより、市民等の身体及び財産の安全及び安心を確保し、並びに受動喫煙（健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第3号に規定する受動喫煙をいう。）の機会の低減に寄与し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路等 道路、駅前広場、公園その他の公共の用に供される場所（室内及びこれに準じる環境にあるものを除く。）をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在する者又は市内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。
- (4) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。
- (5) 路上喫煙 道路等でたばこを吸う行為及び火の付いたたばこを持つ行為（自転車等に乗車中にたばこを吸う行為及び火の付いたたばこを持つ行為を含む。）をいう。ただし、これらの行為を、道路等を管理する権限を有する者が喫煙のために設置し、又は設置を許可した喫煙場所で行う場合は、この限りでない。

(市の責務)

第3条 市は、路上喫煙の防止に係る意識の啓発等、この条例の目的を達成するために必要な施策を推進しなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等及び事業者は、この条例の目的を達成するために市が実施する路上喫煙の防止に関する施策に協力しなければならない。

(路上喫煙の禁止)

第5条 市民等は、市域において路上喫煙をしてはならない。

(路上喫煙重点禁止区域)

第6条 市長は、路上喫煙を特に規制する必要があると認める区域を路上喫煙重点禁止区域（以下「重点禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点禁止区域を指定したときは、その旨を告示する。

(重点禁止区域の変更等)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、重点禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第9条 重点禁止区域において、第5条の規定に違反した者は、2,000円の過料に処する。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第12条の規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月25日条例第24号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。